平成２１年（フ）第６８４２号
大阪府豊中市新千里南町１丁目２番Ｂ９―104号
債務者　渡邉　小枝（旧姓井樋）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８６１号
大阪市西成区橘３丁目９番11号
債務者　緒方　裕美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８７０号
大阪市此花区酉島３丁目11番25号　マッセ酉島マンション304号
債務者　湯田　　登
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９０８号
大阪市西区立売堀１丁目12番18号
債務者　楠見味泳こと　金　　味泳
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９１３号
大阪府東大阪市西堤楠町３丁目３番39号
債務者　山中　英治
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９３７号
大阪市北区長柄中１丁目２番１―1004号　田中方
債務者　佐藤千恵子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９４９号
大阪府高槻市野田３丁目17番８号
債務者　伊藤　正則
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９６１号
大阪府八尾市太子堂４丁目３番18―401号
債務者　川端　容子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９６７号
大阪府門真市新橋町６番10―703号
債務者　上田　勝良
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９７１号
大阪府吹田市南金田２丁目26番28―305号
債務者　福岡　千穂
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９７４号
大阪市大正区鶴町２丁目15番30号
債務者　殿崎　豊武
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０７３号
大阪府八尾市服部川６丁目209番地の２　オークヒルズⅢ―３Ｄ号
債務者　水上かおり（旧姓植元）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０８９号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目17番３号　グリーンヒル以和貴北棟301号、住民票上の住所大阪府大東市野崎４丁目10番２号
債務者　川口奈津美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０９０号
大阪府門真市江端町５番３―11号
債務者　岡本　美穂
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０９３号
大阪府枚方市交北３丁目１番15―201号
債務者　辰巳　　明
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０９５号
大阪市浪速区難波中３丁目16番18―911号
債務者　緒方　絹代
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１００号
大阪府大東市大野１丁目４番26号　エトワールブリヤン102号
債務者　髙瀬　将利
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１０１号
大阪府大東市大野２丁目３番23号　メゾン・ド・ユー305号
債務者　永山　勝範
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部